

1. 概要

1958年に開設された「岐阜大学医学部奥穂高岳夏山診療所」（以下診療所）は、穂高岳山荘のご厚意により、またボランティア医療スタッフおよび医療系学生の活動により毎年運営されております。その目的は、穂高連峰を訪れた人々が急性の疾病及び外傷で医療を受ける必要が生じた際に、診療所またはその近隣にて出来得る応急的な処置を施し、また不安を軽減することです。その目的を果たすために診療所スタッフは、人道的な配慮を常におこないつつ、限られた医療資源を利用して人々に貢献します。以上の目的を遂行するために、基本的な診療対応のマニュアルを制定します。

2. 医療の範囲および責任

医療スタッフは診療所に設置されている医療設備及び薬品類を把握し、その範囲内で可能な処置を、担当医療スタッフの人道的な判断により行うものとします。その診療においては医師法および保健師助産師看護師法を原則としますが、診療所は医療機関ではないため「道路を歩いていたら、急性の疾病または外傷を負った人に出会った」「搭乗していた航空機内に疾病の人が生じた」ときの対応と同じく、その場所で出来得る処置が原則となります。ただし診療所としている限りは正当な理由が無ければ診療を拒否できません。

3. 職種による医療の範囲

医師は、診療所スタッフの医療行為に対してすべての責務を負うこととなります。従って医師は診療所スタッフの医療行為に対して適切に指示を行うことを原則とします。看護師は医師の指示のもとに医療行為を行います。その医療行為の範囲は各班における医師及び看護師で協議することとし、あくまで患者の利益を優先とする判断をします。状況によっては事後の報告となることもやむを得ません。例えば医師が30分間の不在中に熱中症の患者が来所し、看護師の経験に基づいた判断で早目の処置が望ましい場合に、電話などで医師に確認した後に生理食塩水の点滴を行う行為などがこれに相当します。医師・看護師以外のスタッフは、医師または看護師の指示のもとで医療行為に関わります。具体的には問診や同意を得たうえでの診察行為がこれに相当します。この同意では医師または看護師の資格が無いことを適切に説明してください。なお、医師・看護師が不在の際には、一般市民が認められている緊急時の診療行為（心肺蘇生・胸骨圧迫）および鼻出血に対する圧迫止血、高体温や打撲に対するアイシングなどの行為に限り行う事とします。

4. 診療費

診療所での診療費は、保険外の自由診療であり診療費は患者の理解と善意により協力金として受け付けてください。

5. 診療時間

診療時間として厳密な時間は設定せず、24 時間対応となります。特に受診患者が増える 16 時～19 時には速やかに対応できる体制を整えておいて下さい。ただし、昼頃など受診者が少ない時間帯には、医師以外のスタッフは医師の了解のもとで、また医師は所在を明確にした上で、自由に時間を活用してください。連絡が取れるような体制を整えておくことが望ましいです。

6. 医薬品及び医療機器の適正使用

使用する医薬品においては、薬剤アレルギーの問診や既往歴・治療歴などを聴取したうえで有益性が危険を上回ると判断された場合に適正に使用します。特に登山者は脱水傾向にある事が多く、年齢や体格によっては消炎鎮痛剤など腎障害を助長するような薬剤の使用には注意が必要です(Lancet 2013, 382: 769-79)。また添付文書に「自動車の運転（危険を伴う機械の操作）」に関する記載がある医薬品の使用に関しては山荘に宿泊する場合に限り使用するなどの配慮が必要です。また処方量としては応急処置を原則としている為 1～2 日分までとしてください。医療機器の使用においては、酸素使用中の火気厳禁など、その適正な使用が原則です。

7. 遭難事故、重症例

診療所から離れた山岳地帯で遭難事故が発生したような場合には、必ず山荘スタッフまたは岐阜県警山岳警備隊の指示のもと、救助および治療にあたります。滑落などで現場までの同行を求められた場合には診療所のリュックサックに必要最低限の治療医薬品を準備します。同行には医師 1 人とそれ以外のスタッフ 1 人の 2 人体制が適当と思われませんが、班構成などにより適宜判断してください。当然、雨具やヘッドライトなどの縦走時に自身が必要と思われる装備品は持参してください。また夕方の時間帯に北穂方面に向かう際には、北穂高山荘泊となることがあります。ただし、二次遭難の防止を第一とし、体力および技術に自信のない者は、安全に配慮して診療所で待機してください。

ヘリコプター要請（岐阜県警）については、医療スタッフが必要と判断した場合、山荘スタッフおよび岐阜県警山岳警備隊を介して要請します。その後は岐阜県警山岳警備隊の指示に従ってください。

外傷および疾病の重症者が生じた際、つまり自力で下山できない患者および緊急治療を要する患者の場合には山荘スタッフに相談して指示を受けて下さい。なお、診断・治療法に難渋する場合には岐阜大学医学部附属病院高次救命治療

センターのホットラインもしくは予め連絡先を指定した診療所経験医師に相談してください。

8. 診療所外で行動する場合

診療所より離れ近隣の山等へ行く場合は、診療所の名前入りヘルメットを装備し、ドクターバックとトランシーバーを携帯し不意に遭遇する疾病者に備えてください。疾病者や体調不良者に遭遇した場合は医師の指示のもとに行動してください。